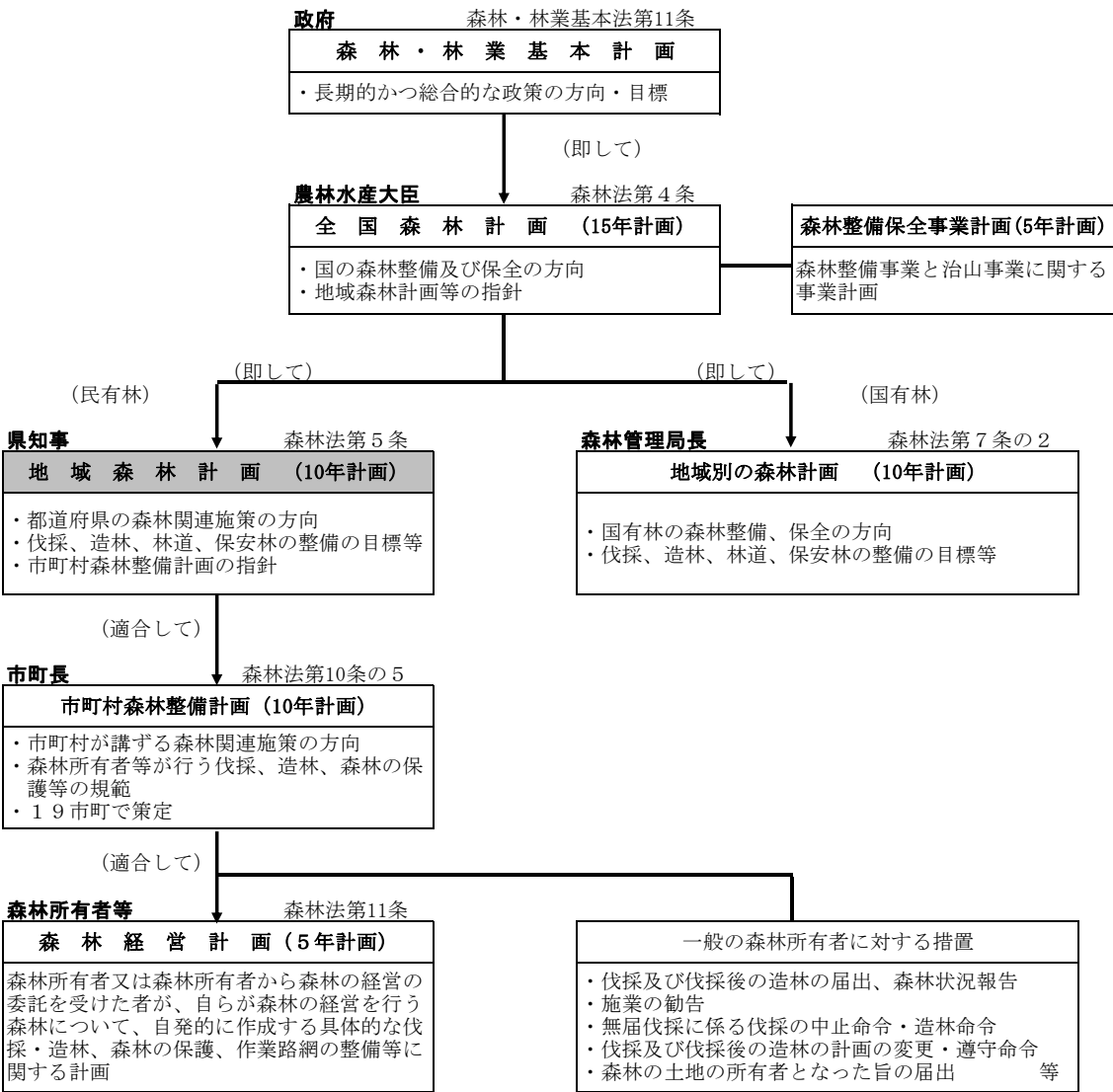


森 林 計 画 制 度 の 体 系 図



参 考

- 地域森林計画について
地域森林計画は、全国森林計画に即し、民有林の森林資源の整備を促進するため、伐採や造林などの基本的な事項について、森林法(昭和26年法律第 249号)第5条の規定に基づき、5年毎に知事が策定する計画。
- 地域森林計画の対象地域について
地域森林計画の対象地域は、流域を単位とした森林計画区であり、本県の場合5つの森林計画区があり毎年1計画区の地域森林計画を樹立している。

番号	森林計画区		対 象 市 町	備 考
	現計画期間	次期計画期間		
1	今治松山森林計画区 R3. 4. 1～R8. 3. 31	R8. 4. 1～R18. 3. 31	松山市、今治市、伊予市、 東温市、上島町、砥部町	松前町は対象森林無し
2	南予森林計画区 R4. 4. 1～R9. 3. 31	R9. 4. 1～R19. 3. 31	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町	
3	肱川森林計画区 R5. 4. 1～R15. 3. 31	R10. 4. 1～R16. 3. 31	八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町	
4	中予山岳森林計画区 R6. 4. 1～R16. 3. 31	R11. 4. 1～R17. 3. 31	久万高原町	
5	東予森林計画区 R7. 4. 1～R17. 3. 31	R12. 4. 1～R18. 3. 31	新居浜市、西条市、 四国中央市	